

岐阜県公報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

解除予定保安林とする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

八百津都市計画下水道事業の変更認可

保安林の指定予定

保安林の指定解除予定

同

選挙管理委員会告示

訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

公 示

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

指定自立支援医療機関の指定辞退

土地改良事業の工事の完了

猟銃等講習会の開催

年少射撃資格講習会の開催

(治 山 課) 九六三^{ページ}

(同) 九六四

(道路維持課) 九六四

(同) 九六五

(下 水道 課) 九六六

(中濃農林事務所) 九六六

(恵那農林事務所) 九六六

(下呂農林事務所) 九六七

(選挙管理委員会) 九六七

(保健医療課) 九六八

(同) 九六八

(同) 九六八

(農地計画課) 九六九

(生活環境課) 九六九

(同) 九七一

告 示

第 二 千 二 百 三 十 号

平 成 二 十 三 年 三 月 八 日

(火 曜 日)

岐阜県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字岩ガレ二四七三二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町戸市字くずれ洞一九の三、一九の二〇から一九の二三まで、一九の六七から一九の六九まで、字溝上洞二〇の一、二〇の一八、二〇の四三から二〇の四五まで、二〇の九六から二〇の九九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

飛騨市神岡町跡津川字大伏平五六六の二（国有林）、五六六の一（次の図に示す部

分に限る。）、神岡町土字大帰り一四の二一、一四の二四から一四の二六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

飛騨市神岡町跡津川字大伏平五六七の九、五六七の一、五六七の二、五六七の

一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	中津川立線	中津川市瀬戸字中屋平六番一―地先から同市同字同六番三―地先まで	前 三七 五〇	ル （メ ー ト）	延 ル （メ ー ト）	
			後 四七 七〇		四〇 〇	

岐阜県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八百津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
加茂郡八百津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月十三日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
美濃市大字保木脇字文尾一三四五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定によ

り告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

恵那市飯地町字水汲場三八〇の二、三八〇の三、四〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第二十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県砕石政策研究会に係る収支報告書（平成二十年分）中

岐阜県砕石政策研究会	H21.2.4	944	943	1	0	944	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
------------	---------	-----	-----	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

岐阜県砕石政策研究会	H21.2.4	943	943	0	0	943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
------------	---------	-----	-----	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

改める。
岐阜県砕石政策研究会に係る収支報告書（平成二十一年分）中

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下呂市金山町弓掛字信濃柿七六三の一四
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年三月八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

に

を

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
東可児病院	可児市広見一五二〇	精神通院	平成 三・三・一
はーとふるクリニック	可児市下恵土五四二六 一	精神通院	平成 三・三・一
ピノキオ薬局蘇原店	各務原市蘇原柿沢町一 四一	精神通院	平成 三・三・一
伊藤薬局石浦店	高山市石浦町六 二〇三 一	精神通院	平成 三・三・一

改める。

岐阜県行政政策研究会	H22.2.22	943	943	0	0	943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県行政政策研究会	H22.2.22	944	944	0	0	944	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

に を

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
株式会社新生メディカル訪問看護ステーション	高山市岡本町二 一八 二二	精神通院	平成 三・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 退 年 月 日
サン薬局	大垣市墨俣町墨俣三	精神通院	平成 三・一・二〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
県営中山間地域農村 活性化総合整備事業	飛騨川上流地区 (農業用排水施設整備)	平成一五・五・二三
	飛騨川上流地区 (農業用道路整備)	平成九・一〇・三一
	飛騨川上流地区 (ほ場整備大西工区)	平成一一・七・三〇
	飛騨川上流地区 (ほ場整備甲工区)	平成一五・三・二五
	飛騨川上流地区 (ほ場整備野中工区)	平成九・二二・一九

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
県営経営体育成基盤整備事業	輪之内本戸地区	平成二三・二・七

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十三年三月八日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

- 一 開催する講習会の種類
 - 1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）
 - 2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）
- 二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十三年 六月 二日（木）	午前十時から 午後五時まで	東濃西部総合庁舎
同 年 八月二十五日（木）	同	飛騨総合庁舎
同 年 十二月 一日（木）	同	大垣市民会館

- (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
 - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間
- 七 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
 - 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。
- 八 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十三年三月八日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十三年 六月二十五日（土）	午前十時から 午後四時まで	済美高等学校
同 年 八月二十九日（月）	同	岐阜県警察本部庁舎
同 年 十月二十二日（土）	同	同
同 年十二月二十六日（月）	同	同

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けよとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入

証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六箇月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

- 1 空気銃の所持に関する法令 三時間
- 2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成二十三年三月八日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター